

Lenovo NetFilter データ処理者契約 (DPA)

本 Lenovo NetFilter データ処理者契約 (プライバシーとセキュリティの両方の要件に対応します) およびその附属書 (以下「DPA」といいます) は、Lenovo から Lenovo NetFilter サービスを購入する際の Lenovo 販売契約または Lenovo とお客様の間のその他の書面もしくは電子的形式による契約書 (以下「本契約」といいます) の一部をなし、個人データの処理に関する当事者の合意を反映します。

本 DPA は、本契約の主題に関する当事者間の合意を補完するものであり、お客様が Lenovo NetFilter サービス利用条件に同意した時点 (以下「発効日」といいます) で効力を生じます。

本 DPA は、本契約に署名し、Lenovo NetFilter サービス条件に同意した時点で、法的拘束力を有します。お客様はお客様の代表として、プライバシー、セキュリティおよびデータ保護に関する適用法令 (教育および生徒のプライバシーおよびセキュリティに関する適用法令を含む) の下で必要とされる範囲において、お客様の認定関連会社の名前で、その認定関連会社の代理として、かかる認定関連会社が管理者を務める個人データを Lenovo が処理する範囲で本 DPA を締結します。お客様は、本 DPA がすべてのユーザーに適用されることを了解し、当該ユーザーを代表して本 DPA を締結するために必要な権限を有することを保証します。

当社は、新たな法的要件に対応するため、または運用上の変更事項を反映させるために、本条件を更新することがあります。有効な Lenovo NetFilter のサブスクリプションをご利用の場合は、メールまたは製品内通知でお知らせします。

DPA の実行:

- a) 本 DPA は、DPA 本文と附属書 A、B、C、D、E の 2 つの部分で構成されます。
- b) 本 DPA は、附属書 D の EU 標準契約条項を含め、データ輸入者である Lenovo の代表者によってあらかじめ署名されています (注: 附属書 D は、一般に、欧州連合、欧州経済領域、英国、その他国境を越えたデータ移転に関する類似の妥当性基準または同等性基準を有する国から個人データを移転する可能性のある処理活動にのみ適用されます)。本 DPA はさらに、適用データ保護法令が義務付けている、安全な個人データ移転を確保するための契約条項を示します。

なお、お客様は、本 DPA の 5 ページ目に署名する必要があります。該当する場合、附属書 D が参照により適用されます。

データ保護

定義: 本条項において、次の用語は、以下の意味を有するものとします。

- a) 「管理者」、「処理者」、「復処理者」、「データ処理」、ならびに「処理する」(および「処理」) は、EU データ保護法における定義および適用データ保護法令の同等の用語と同じ意味を有するものとします。
- b) 「適用データ保護法令」とは、サプライヤーが NetFilter サービスを提供する法域で適用されるすべての法律、規則、命令、およびそれらに関連する改正法を意味しません。これには、プライバシー、データ・セキュリティ、データ保護、データ侵害、および機密保持に関するあらゆる法律が含まれます。例えば、2018 年カリフォルニア州消費者プライバシー法 (以下「CCPA」といいます。) およびカリフォルニア州プライバシー権法 (以下「CPRA」といいます。)、随時の改正、差し替え、または破棄を含む、EU 一般データ保護規則 2016/279 (以下「GDPR」といいます。)、英国 2018 年改正データ保護法、改正ブラジル法律 13.709/18 号 (以下「LGPD」といいます。) および施行済み (または施行予定) の規則、ならびに国、州、地域の教育および生徒のプライバシーに関する法律を含む、すべてのかかる適用法が含まれます。
- c) 「個人データ」とは、特定されたまたは特定可能な個人 (生徒、保護者、学校職員を含みますが、これに限定されません) に関連する情報です。
- d) 「データ主体」とは、直接的または間接的に識別可能な個人であり、生徒、保護者、および学校職員を含みますが、これに限定されません。
- e) 「お客様」とは、管理者を指します。本 DPA においてのみ、「お客様」とは、お客様および認定関連会社を含むものとします。
- f) 「サプライヤー」とは、処理者を務める Lenovo を意味します。
- g) 「データ輸出者」とは、本契約に基づいて個人データを他の当事者に移転する (管理者として行動する) 当事者を意味します。
- h) 「データ輸入者」とは、本契約に基づいて他の当事者 (管理者) からお客様の個人データを受け取る (処理者または復処理者として行動する) 当事者を意味します。

当事者の関係: 管理者にとってサプライヤーは、サプライヤーとの Lenovo 販売契約、Lenovo NetFilter サービス利用条件、および EULA の対象である個人データを処理する処理者です。各当事者は、適用データ保護法令に基づいて適用される義務を遵守するものとします。

目的の制限: サプライヤーは、適用データ保護法令に別段の定めがある場合を除き、附属書 A 「処理の詳細」に記載されているとおり、管理者が文書化した指示 (以下「許可された目的」といいます) に厳格に従い、処理者として個人データを処理するものとします。サプライヤーは、管理者の処理指示が適用データ保護法令を侵害していることに気づいた場合、直ちに管理者に通知するものとします。サプライヤーは、いかなる場合においても、マーケティング目的を含め、自己またはサード・パーティーの目的のために個人データを処理して

はなりません。疑義を避けるために付記すると、サプライヤーは、Lenovo NetFilter の使用から得られた個人データを利用して、Lenovo NetFilter ユーザーにマーケティングまたはその他の販売促進のための通信を送信してはなりません。前記後段の規定は、マーケティングまたは販売促進のための通信が、Stoneware または Lenovo の Web サイトやその他の販売関連チャネルなどの標準的なチャネルから発信される場合に、個人による該当する通信の受け取りを禁じるものではありません。

国際的な移転: サプライヤーは、適用データ保護法令およびデータ・ローカライズ法令に準拠して、個人データが収集された国以外の国に個人データを移転できます。疑義を避けるための付記:

- a) 欧州経済領域 (「EEA」) および英国以外への個人データの移転は、以下の場合に許可されます。(i) 当該個人データ移転が、欧州委員会、英国国務長官、英国個人情報保護監督機関によって認定された、個人データの適切な保護を提供する国の受領者宛てであり、かつ (ii) 受領者が、欧州委員会、英国国務長官、英国個人情報保護監督機関によって採用または承認された標準契約条項を実行した場合。

サプライヤーは、以下の場合に、ブラジル国外に個人データを移転することができます。(i) 当該データ移転が、国家機関が決定した、個人データの適切な保護を提供する国の受領者宛てである場合、(ii) 国家機関の採用または承認する標準契約条項を実行した受領者宛ての場合、または (iii) 受領者が、ブラジル・データ保護法令に従って他の保護手段を実施してそれを実証でき、かつ当該国際的な移転が管理者によって承認されている場合。

- b) 一般に、本 DPA に同意することにより、お客様は、Lenovo, Inc. が適用データ保護法令を遵守する限りにおいて、Lenovo が個人データを国境を越えて移転することを承認したものとみなされます。これに関連して、該当する場合、附属書 D「国際的なデータ移転」が管理者とサプライヤーの間で適用されます。

処理の機密保持: サプライヤーは、個人データの処理を許可した者 (サプライヤーのスタッフ、エージェント、復処理者を含む。以下「許可対象者」といいます) に厳格な守秘義務 (契約上の義務または法定の義務) を負わせ、かかる守秘義務を負わない者に個人データの処理を許可しないものとします。サプライヤーは、すべての許可対象者が、許可された目的に必要な場合にのみ個人データを処理するよう徹底するものとします。さらに、サプライヤーは、個人データを商業的に流用しないものとします。

セキュリティ: 処理者は、個人データを以下の両方から保護するために、適切な技術的および組織的対策を講じるものとします。(i) 偶発的または違法な破壊、および (ii) 個人データの損失、改ざん、不正な開示、またはアクセス (以下「セキュリティ・インシデント」といいます)。Lenovo NetFilter の技術的および組織的対策 (TOM) については、附属書 C を参照してください。

複処理: サプライヤーは、自らが任命する第三者の復処理者が、本契約で規定されているデータ保護と同一の基準に拘束されることに同意し、サプライヤーが当該復処理者との間で、本 DPA の要件を適切に実現するための契約を締結することに同意します。管理者は、サ

サプライヤーが附属書 B に記載されている種類の復処理者を使用することに同意します。これにかかわらず、管理者は、**以下の条件で**、サプライヤーが個人データを処理するために新しい復処理者 (既存の復処理者からの交代を含む) を従事させることに同意します。(i) サプライヤーが、30 営業日前までに、復処理者の追加または交代 (実行するまたは実行予定の処理の詳細を含む) を通知すること、および (ii) サプライヤーが、自らが任命したすべての復処理者に対し、本 DPA で規定されているのと同じの基準で個人データを保護するためのデータ保護条件を課すこと。サプライヤーによる新たな第三者復処理者の任命に管理者が同意しない場合、管理者の決定を不当に抑えるべきではないため、サプライヤーが復処理者の任命を取りやめるか、そうでなければ、管理者は本契約を終了できます。ただし、管理者がその変更に関する異議を唱えることに重要な理由があり、その理由が文書化されていることを条件とします。

協力およびデータ主体の権利: サプライヤーは、管理者が以下に対応できるように、管理者に合理的かつ適時的な支援を提供するものとします。(i) データ主体が適用データ保護法令に基づく権利 (該当する場合、アクセス、訂正、異議申し立て、消去、個人データのポータビリティの権利を含む) を行使するための要求、および (ii) 個人データの処理に関連してデータ主体、規制当局、またはその他の第三者から受け取ったその他の通信、問い合わせ、または苦情。疑義を避けるために付記すると、データ主体の要求 (DSR) を行うには、管理者が [Stoneware DSR プライバシー Web フォーム](#) で正式な要求を提出する必要があります。

セキュリティ・インシデント: サプライヤーは、セキュリティ・インシデントに気付いた場合、管理者に遅滞なく通知し、管理者が適用データ保護法令に基づく個人データ侵害報告義務を果たすために必要なすべての適時的な情報と協力を (適用データ保護法令が要求する時間的尺度に従って) 提供するものとします。サプライヤーはさらに、セキュリティ・インシデントの影響を是正または軽減するために必要な対策と行動を取り、セキュリティ・インシデントに関連するすべての進展を管理者に通知するものとします。

データの削除または返却: Lenovo 販売契約の終了または満了に伴い、サプライヤーは、管理者の要求に応じて、その保有または管理下にあるすべての個人データ (個人データのすべてのコピーを含む) を破棄または管理者に返却するものとします (処理のために第三者に委託された個人データを含む)。管理者がサプライヤーに追加の指示をしない限り、附属書 A に記載されたサプライヤーのデータ保持スケジュールが適用されます。この要件は、適用データ保護法令によってサプライヤーが個人データの一部または全部を保持することが義務付けられている場合には適用されないものとし、その場合、サプライヤーは、かかる法令によって義務付けられている範囲を除き、個人データをそれ以上の処理から分離し保護するものとします。

監査: サプライヤーは、本契約の期間中および終了後 3 年間、管理者 (またはその第三者監査人) が自らの費用でサプライヤーの遵守を監査することを許可し、管理者 (またはその第三者監査人) が当該監査を行うために必要な情報を管理者に提供するものとします。ただし、当該監査要求が合理的な範囲であり、かつ、管理者が監査の意図を事前の妥当なタイミングで通知することを条件とします。管理者は、12 か月に 1 回を超えて監査権を行使しないものとします。ただし、所轄データ保護当局の指示により要求された場合はこの限りではありません。

以上を証するため、Lenovo とお客様は、上記の日付をもって本契約を締結しました。

Lenovo
 署名: _____
 印字名: Kimberly Page
 役職: 戦略オペレーションズ・マネージャー

貴社
 署名: _____
 印字名: _____
 役職: _____

附属書 A - 処理の詳細

データの種類およびデータ主体	保持期間	性質、目的、および主題
生徒用インターフェース関連データ: <ul style="list-style-type: none"> 生徒の名前(名) 生徒の名字 生徒のメール・アドレス IP アドレス 閲覧履歴およびキーワード検索履歴 	ユーザーから削除要求があった場合、または有効なライセンスや体験版が存在しない状態で 1 年が経過した場合、データはアーカイブされます。アーカイブされたデータは、90 日後に消去されます。	データ・アクセス (お客様データの取得、コピー、調査、変更、転送、スキャン、またはその他のアクセス)
学校職員用インターフェース関連データ: <ul style="list-style-type: none"> 職員の名前(名) 職員の苗字 職員のメール・アドレス IP アドレス 閲覧履歴およびキーワード検索履歴 	ユーザーから削除要求があった場合、または有効なライセンスや体験版が存在しない状態で 1 年が経過した場合、データはアーカイブされます。アーカイブされたデータは、90 日後に消去されます。	データ・アクセス (お客様データの取得、コピー、調査、変更、転送、スキャン、またはその他のアクセス)
クライアント・インターフェース関連データ: <ul style="list-style-type: none"> ホスト名 ユーザー名 IP アドレス Web 履歴の検索 キーワード検索 Web アプリの使用 ブラウザ デバイス・タイプ NetFilter アプリの使用 ブラウザ・データ 	ユーザーから削除要求があった場合、または有効なライセンスや体験版が存在しない状態で 1 年が経過した場合、データはアーカイブされます。アーカイブされたデータは、90 日後に消去されます。	データ・アクセス (お客様データの取得、コピー、調査、変更、転送、スキャン、またはその他のアクセス)
組織関連データ <ul style="list-style-type: none"> 組織名 組織のドメイン 	ユーザーから削除要求があった場合、または有効なライセンスや体験版が存在しない状態で 1 年が経過した場合、データはアーカイブされます。アーカイブされたデータは、90 日後に消去されます。	データ・ストレージ (お客様データの記録、ホスト、ログ、アーカイブ、またはその他の保存) データ・アクセス (お客様データの取得、コ

	<p>ブされます。アーカイブされたデータは、90日後に消去されます。</p>	<p>ピー、調査、変更、転送、スキャン、またはその他のアクセス) データ分析 (お客様データの調査、テスト、研究、解釈、整理、報告、またはその他の分析)。</p>
<p>ユーザー・データ</p> <ul style="list-style-type: none"> ユーザーの名前 ユーザーの名字 ユーザーのメール・アドレス IP アドレス システム アクセス / 使用 / 認証データ・ボックス 機密 / 特別なカテゴリーのデータ、データ・ログ、Web 閲覧履歴、マシンのホスト名、キーワード検索履歴。 	<p>ユーザーから削除要求があった場合、または有効なライセンスや体験版が存在しない状態で 1 年が経過した場合、データはアーカイブされます。アーカイブされたデータは、90日後に消去されます。</p>	<p>データ・アクセス (お客様データの取得、コピー、調査、変更、転送、スキャン、またはその他のアクセス)</p>
<p>ライセンス・データ (個人データを除く)</p>	<p>このデータは、法的義務の遵守、契約の執行などに必要な限り保持されます。これには個人データは含まれません。</p>	<p>データ・ストレージ (お客様データの記録、ホスト、ログ、アーカイブ、またはその他の保存) データ・アクセス (お客様データの取得、コピー、調査、変更、転送、スキャン、またはその他のアクセス) データ分析 (お客様データの調査、テスト、研究、解釈、整理、報告、またはその他の分析)。</p>

処理の期間

処理の期間は、本契約の期間に相当します。上記の保持ポリシーが適用されます。

データ主体のカテゴリー

生徒、教員、組織の連絡先、および一般的なユーザー

附属書 B - 復処理者

名前	データ	保存場所	目的
Amazon Web Services	附属書 A に記載されているすべてのユーザー・データ	US、EU	アプリケーション・インフラストラクチャーのクラウド・サービス・プロバイダー。すべてのデータは、アプリケーションによって処理されます。
UDS Web インターフェイス	ID 管理データ	US、EU	ID 管理および認証許可。

附属書 C - 技術的および組織的対策 (TOM)

サプライヤーは、個人データの保護と責任ある使用のために、一般的な業界標準を反映した物理的、技術的、手続的、および管理的対策による、包括的な書面化されたセキュリティ・プログラムを実施しています。これには以下の対策が含まれますが、これに限定されません。

技術的対策	範囲	対策
アクセス	ログイン (システムおよびアプリケーション)。	NIST ベースのパスワード・ポリシー (管理者レベルのアクセスとインターフェースの多要素認証)。
暗号化	静止時および移転時のデータ保存。	AES 256-GCM (静止時)、 TLS 1.2 (移転時) ECDHE-ECDSA-AES128-GCM-SHA256 ECDHE-RSA-AES128-GCM-SHA256 ECDHE-ECDSA-AES128-SHA256 ECDHE-RSA-AES128-SHA256 (サーバーで推奨される暗号スイート)。
静的アプリケーション・セキュリティ・テスト	すべてのサーバーおよびマイクロサービスのイメージ、すべてのバイナリー・クライアントとエクステンション/プラグイン。	定期的な脆弱性のスキャンと監視。
動的アプリケーション・セキュリティ・テスト	外部アプリケーションの API。	Web アプリケーション・スキャン、 侵入テスト (SSRB がスケジュール設定するアドホック・ベース)。
CIS ベンチマークのハードニング	クラウド・プラットフォーム・プロバイダー、サーバー・インスタンス。	クラウド CIS コンプライアンス・チェック、クラウド・セキュリティ監視、 定期的な CIS L2 サーバー・ベンチマーク評価。
ソフトウェアの構成分析	サードパーティ製オープンソースへの依存。	定期的な脆弱性監査、リポジトリ監視の実施。
インフラストラクチャー評価	クラウド・プラットフォーム・プロバイダー。	すべての SDN (ソフトウェア定義ネットワーク) の定期的なレビュー (ネットワーク・セグメンテーション、ファイアウォール構成、リソース・アクセスの誤設定を特定)。
Web アプリケーション・ファイアウォール (WAF)	実稼働用 Web アプリケーション。	WAF 保護 (一般的な攻撃に対するコア・ルール)。
Netsweeper が所有する静的コード解析	専用コード。	商用ツールを使用した定期的なコード解析を行い、コード・リリースごとに実施します。

ログ収集	クラウド・プラットフォーム・プロバイダー、アプリケーション。	クラウド・プラットフォーム API トランザクション (1年以上前のログは消去され、Datadogを通じてアクセス可能で、SAML 2.0 認証対応の Lenovo Active Directory Integration を使用する内部ユーザーが利用可能)、 エッジ検出のための WAF ロギング (ログはインスタンス内のみ存在し、エンジニアリング部門がアクセス可能)、 アプリケーション対応の復処理者 (附属書 B を参照)。
コードとしてのインフラストラクチャー	クラウド・プラットフォーム・プロバイダー。	コードとしてのインフラストラクチャーは、インフラストラクチャーの展開を自動化し、インフラストラクチャーの不変性や設定ミスを改善するために使用されます。

組織的対策	範囲	対策
インシデント (データ侵害を含む) 対応	実稼働中の製品に関連するセキュリティ・イベント。	NIST 800-61 および Lenovo の社内製品セキュリティ・インシデント対応チーム (PSIRT) プロセスに準拠した製品インシデント対応計画。
信頼できるプロバイダーのリスト	実稼働中の製品と直接統合されているすべての復処理者。	統合プロバイダーの標準的なセキュリティ評価、個人データ処理プロバイダー向けの DPA。
脆弱性の管理	サーバー OS、 Docker コンテナ、 クライアント、 実稼働中の製品。	すべての計算システムにわたり脆弱性の特定を支援する様々なツールを採用したプログラム。
ソフトウェア・セキュリティ・レビュー・ボード (SSRB) およびクラウド・セキュリティ・レビュー・ボード (CSRB)	実稼働中の製品。	SSRB のレビューはすべてのリリースで行われます。CSRB のレビューはすべてのアーキテクチャー変更で行われます。レビューでは、当該製品のすべての技術的および組織的対策が評価されます。
データ保持ポリシー	個人を特定可能な情報、 アプリケーション・データ、 実稼働中の製品。	ユーザーからの削除要求があった場合、アクティブなライセンスや体験版が存在しない状態が 1 年間続いた後、または業務上そのデータが不要

		になり、データにセキュリティ上の意味がなくなった任意の期間経過後。
セキュリティおよびプライバシー意識の向上	全従業員 (プライバシー・ベーシックおよびセキュリティ・エッセンシャル・コース)。	専門のITチームや製品チームを対象に、OWASP Top 10などの高度なセキュリティ・トピックに関する定期的な研修。
継続的なセキュリティ	実稼働中の製品。	技術的対策の定期的な適用。
オープンソースのコンプライアンス・レビュー	実稼働中の製品。	配布されたソフトウェアに適切なライセンスが供与され、著作権の帰属が明記されていることを確認するために、評価を実施。
障害回復	実稼働中の製品	RTO および RPO を最大化するための指針として、NIST-800-34 に従います。
バックアップ・ポリシー	データベース、コード、ログ。	データベースのバックアップとリストアには、暗号化されたバックアップ (暗号化された保存データ) が使用されます。このデータは、複数のアベイラビリティ・ゾーンで高可用性が確保され、30分以内にリストアできます。過去7日間のバックアップが保持されます。バックアップは、ローテーションされます。手動でスナップショットを取得する場合、無期限に (1年または2年以上) 保存できます。さらに、クローン・ジョブを実行しデータベースを暗号化してバックアップし、7日間ローテーションで保存する自動 (UDS) ソリューションも利用できます。UDS エンタープライズ版には、「コードとしてのインフラストラクチャー」を含むアプリケーションのソース・コード (DB 作成も含む) があり、無期限にバックアップされま

		す。実稼働ログは DataDog で 30 日間利用可能です。UDS は、コールド・アーカイブ上のこれらのログを 12 か月に延長するための作業を進めています。
--	--	--

附属書 D - 国際データ移転契約

本附属書は、(i) データ輸出者 (管理者) が、データ処理のためにデータ輸入者 (Lenovo)、その関連会社、その復処理者に個人データを転送する場合、ならびに (ii) データ輸入者が、データ処理のためにデータ輸出者から個人データを受け取る場合、に適用されるデータ保護要件 (適用プライバシー法令に基づく要件を含む) を規定します。

データ輸入者は、常に以下を保証し、約束します。

- a) 適用プライバシー法令に従って移転データを処理し、データ輸出者が適用プライバシー法令に基づく義務を遵守するために必要な合理的かつ適時の支援をデータ輸出者に提供すること。
- b) データ輸出者が適用プライバシー法令に基づく義務に違反する原因となるような方法で、本契約に基づく義務を故意に履行しないこと。

1. 欧州経済領域 (EEA)

サプライヤーのサービスが、欧州経済領域 (EEA) 内または EU データ保護法が適用される他の法域内の管理者に提供される場合、以下の規定が適用されるものとします。

(A) 「EU データ保護法」とは、(a) 個人データの取り扱いと関連する自然人の保護に関する、および、そのデータの自由な移動に関する欧州議会および理事会の規則 2016/679 (一般データ保護規則。以下「GDPR」といいます)、および (b) EU e-Privacy 指令 (指令 2002/58/EC)、ならびに (c) 適用されるすべての国内データ保護法令、を意味します。

(B) サプライヤーは、(a) EU データ保護法が、管理者の指示以外の方法による個人データの処理を義務付けている場合、または (b) 管理者の指示が、適用 EU データ保護法を侵害する可能性があるとしてサプライヤーが判断した場合、速やかに管理者に通知するものとします。

(C) **データ移転** サプライヤーまたはその委託先が EEA 外に所在する場合、サプライヤーおよび管理者は、[欧州議会および理事会の規則 \(EU\) 2016/679 に基づく第三国への個人データの移転のための標準契約条項に関する 2021 年 6 月 4 日の欧州委員会実施決定 \(EU\) 2021/914](#) のモジュール 2 に記載された管理者から処理者への標準契約条項 (随時の改正または破棄を含む。以下「C2P 標準契約条項」といいます) を本契約により締結し、本契約により参照によって本附属書に組み込むものとします。両当事者は、以下の事項を認め、これに同意します。

a. サプライヤーおよび管理者は、それぞれ C2P 標準契約条項の各義務を遵守するものとします。

b. C2P 標準契約条項と本附属書または基本契約との間に矛盾または不一致がある場合、その範囲において C2P 標準契約条項が優先するものとします。

c. 本契約により、以下の表の情報が、両当事者間の C2P 標準契約条項に組み込まれます。

管理者とサプライヤー間のC2P 標準契約条項に組み込まれる情報:

第9条。復処理者の利用	選択肢2「一般的な書面による許可」が選択されています。データ輸入者は、「復処理」条項に従って、少なくとも30日前に情報を提供するものとします。
第17条。準拠法	本条項は、両当事者の基本契約に定められた準拠法に従って解釈されるものとします。ただし、その準拠法が、EU加盟国の準拠法ではなく、第三受益権を認めていない場合はこの限りではありません。その場合、両当事者は、本条項がアイルランドの法律に準拠することに合意します。
第18条(b)項。裁判所および管轄区の選択	両当事者は、本条項に起因するいかなる紛争も、アイルランドの裁判所で解決することに同意します。

C2P 標準契約条項、附属書1、パートAに組み込まれる情報:

データ輸出者名	管理者、およびそれに共同所有され、または支配下にある関連会社
データ輸出者の住所	データ輸出者が記入してください
データ輸出者の連絡担当者の氏名、役職および連絡先情報	データ輸出者が記入してください
本条項に基づいて移転されるデータに関連するデータ輸出者の活動	データ輸出者が記入してください
データ輸出者の署名および日付	データ輸出者が記入してください
データ輸出者の役割	管理者
データ輸入者名	サプライヤー (Lenovo) およびその委託先
データ輸入者の住所	3400 E Coliseum Blvd, #310, Fort Wayne, IN 46805 United States of America
データ輸入者の連絡担当者の氏名、役職および連絡先情報	Kimberly Page、戦略オペレーションズ・マネージャー privacy@lanschool.com
本条項に基づいて移転されるデータに関連するデータ輸入者の活動	附属書1のパートBに記載のとおり
データ輸入者の署名および日付	データ輸入者が記入してください
データ輸入者の役割	処理者

C2P 標準契約条項、附属書1、パートB およびC に組み込まれる情報:

データ主体のカテゴリ	附属書 A に記載のとおり
個人データのカテゴリ	附属書 A に記載のとおり
要配慮データ	附属書 A に記載のとおり
移転の頻度	LSA ライセンスが有効である限り、継続的に実施
処理の性質	附属書 A に記載のとおり
処理の目的	附属書 A に記載のとおり
個人データの保持期間	附属書 A に記載のとおり
復処理者によって実行される処理の主題、性質、および期間	附属書 B に記載のとおり
データ輸出者に規則 (EU) 2016/679 ty を遵守させる監督責任を有する管轄監督機関	所轄監督官庁として活動する監督機関は、EU 内でデータ輸出者が設立されている EU 加盟国の監督機関とします。データ輸出者 (すなわち契約法人) が EU 内で設立されていない場合、管轄監督機関は、規則 (EU) 2016/679、第 27 条第 (1) 項の意味におけるデータ輸出者の EU 代理店が設立されている EU 加盟国の監督機関とします。データ輸出者が EU 内で設立されていないが、EU 代理店を指定する必要がない場合、管轄監督機関は、商品もしくはサービスの提供に関連して本条項に基づき個人データが移転されるデータ主体、またはその行動が監視されているデータ主体が所在する EU 加盟国の監督機関とします。

C2P 標準契約条項、附属書2 に組み込まれる情報:

処理の性質、範囲、状況および目的、ならびに自然人の権利および自由に対するリスクを考慮して、適切なレベルのセキュリティを確保するためにデータ輸入者が実装した技術的および組織的対策の説明 (関連する認証を含む)。	附属書 C に記載のとおり
--	---------------

C2P 標準契約条項、附属書3 に組み込まれる情報:

認定復処理者のリスト	附属書 B に記載のとおり
------------	---------------

2. 英国 (UK)

サプライヤーのサービスが英国内の管理者に提供される場合、または個人データの性質上、2018 年欧州連合 (離脱) 法 (以下「英国 GDPR」といいます) および 2018 年データ保護法 (以下「2018 年 DPA」といいます) が適用される場合、以下の追加規定が適用されます。

- (A) 個人データの適切な保護を提供していると英国国務長官によって判断 (以下「適切性決定」といいます) された国の受領者宛てに個人データを移転する場合は、承認された英国標準契約条項を必要とせずに、本契約の下で許可されます。
- (B) EEA 諸国は、英国から EEA への個人データの移転の目的において、適切性決定の適用対象とみなすものとします。
- (C) 適切性決定が存在しない場合、管理者とサプライヤーは、欧州委員会の国際的なデータ移転のための標準契約条項に対する承認された英国国際的なデータ移転補遺 (<https://ico.org.uk/media/for-organisations/documents/4019539/international-data-transfer-addendum.pdf>) の締結に同意します。

パート 1: 諸表 / 表 1: 当事者

EU 委員会標準契約条項に対する国際データ移転補遺、「パート 1: 諸表」に組み込まれる情報:		
開始日	上記のとおり	
当事者	輸出者 (規制対象の移転データの送信者)	輸入者 (規制対象の移転データの受領者)
当事者の詳細情報	<p>正式名称、主な住所 (会社の場合は登記住所): 条項の表 2 にある情報のとおり 1. 付属書 D に記載される条欧州経済領域 (EEA)</p> <p>公的登録番号 (存在する場合) (法人番号または同様の識別番号): お客様により販売契約書に特定された番号</p>	<p>正式名称、主な住所 (会社の場合は登記住所): 条項の表 2 にある情報のとおり 1. 付属書 D に記載される条欧州経済領域 (EEA)</p> <p>公的登録番号 (存在する場合) (法人番号または同様の識別番号): 米国インディアナ州登録番号 35-2097171</p>
連絡担当者	正式氏名 (任意選択)、役職、および連絡先詳細情報 (メール・アドレスを含む): 条項の表 2 にある情報のとおり 1. の第 1 条の表 2 の情報 付属書 D に記載される条欧州経済領域 (EEA)	正式氏名 (任意選択)、役職、および連絡先詳細情報 (メール・アドレスを含む): 条項の表 2 にある情報のとおり 1. 付属書 D に記載される条欧州経済領域 (EEA)

表 2: 選択された SCC、モジュールおよび選択された条項

EU SCC に対する補遺	付属書 D の第 1 条を参照してください
---------------	-----------------------

表 3: 付属書に関する情報

付属書 1A: 条項に規定されている当事者一覧表。1. 付属書 D に記載される条欧州経済領域 (EEA)
付属書 1B: データ移転に関する説明: 付属書 A に規定のとおり
付属書 II: データ・セキュリティを確保するための技術的・組織的措置を含む、技術的・組織的措置: データ移転に関する説明: 付属書 C に規定のとおり
付属書 III: 認定復処理者のリスト (モジュール 2 および 3 のみ): データ移転に関する説明: 付属書 B に規定のとおり

表 4: 承認された補遺が変更された場合の本補遺の終了について

承認された補遺が変更された場合の本補遺の終了について	第 19 条の規定に従い、本補遺を終了できる当事者: <input checked="" type="checkbox"/> 輸入者 <input type="checkbox"/> 輸出者 <input type="checkbox"/> いずれも終了できない
----------------------------	--

EU 委員会標準契約条項に対する国際データ移転補遺、「パート 2: 必須条項」に組み込まれる情報:

パート 2: 承認された補遺の必須条項は、ICO が公表し、2022 年 2 月 2 日に 2018 年データ保護法第 s119A 条に基づいて英国議会に提出されたテンプレート補遺 B.1.0 であり、当該必須条項の第 18 条に基づいて改訂されたものです。

3. スイス

スイスの関係当局がスイス・モデル条項を公表するまでは、上記第 1 条「欧州経済領域 (EEA)」に基づいて締結された C2P モデル条項が参照により適用されます。欧州委員会またはスイス政府がスイス・米国間のプライバシー・シールドの後継の方式について合意した場合、上記第 2 条「英国 (UK)」の規定が参照により適用されます。

4. ブラジル

ブラジル一般個人データ保護法 (2019 年 7 月 8 日付法律第 13.853 号により改正) (以下、「LGPD」といいます) の適用対象である個人データの移転が行われ、Lenovo、サプライヤー、またはその両方が十分性認定を受けていない国に所在する場合、本契約に定める C2P 標準契約条項が、以下の修正を加えた上で適用されるものとします。

- (i) C2P 標準契約条項の監督当局は、ブラジル国家データ保護局 (ANPD) とします。
- (ii) C2P 標準契約条項の第 17 項に従い、準拠法は LGPD とします。
- (iii) C2P 標準契約条項の第 18 項に基づく裁判地および裁判管轄の選択は、当該データ移転がもたら LGPD の適用対象である場合、ブラジル法とします。
- (iv) C2P 標準契約条項における GDPR の参照は、LGPD (修正または置換されたもの) の同等の条項への参照も含むものとします。

5. 南アフリカ

サプライヤーのサービスが、南アフリカまたは個人情報保護法 (POPIA) が適用される他の法域内の管理者に提供される場合、以下の追加条項が適用されるものとします。

- (A) 「データ主体」とは、氏名、固有番号、位置情報、オンライン識別子を参照することによって、または当該自然人の身体的、生理的、遺伝的、精神的、経済的、文化的、または社会的な同一性に固有の1つまたは複数の要素を参照することによって識別できる自然人、および識別可能な法人または法人組織を意味します。

6. オーストラリア

両当事者は、オーストラリア修正データプライバシー法に従って、該当する個人データを使用し、保護することに同意します。

附属書 E - 追加条項

1. カリフォルニア州消費者プライバシー法 (以下「CCPA」といいます)。

Lenovo は事業者です。また、サプライヤーはお客様のサービス・プロバイダーであり、お客様に代わって個人データを処理します。

- a. サプライヤーは、個人データまたは専有情報を販売してはなりません。「販売」とは、金銭的またはその他の価値ある対価のために、情報を販売、貸与、公開、開示、拡散、提供、譲渡、またはその他の方法で伝達することを意味します。
- b. サプライヤーは、(a) Lenovo のために本契約に定められたサービスを実行する具体的な目的以外の目的で、もしくは CCPA およびその施行規則で許可された目的以外の目的で、(b) 事業者との契約で定められたサービスを提供する以外の商業目的で、または (c) 本人と Lenovo との直接的な業務関係以外で、個人データを保持、使用、または開示してはなりません。
- c. 本 DPA を締結することにより、サプライヤーは、事業者およびサービス・プロバイダーに適用される CCPA の要件 (カリフォルニア州民法典第 1798.140(w)(2)(A) 条の制限を含む) を理解し、これを遵守することを証明したとみなされるものとします。